明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○日本国政府が国際連合南スーダン共和国ミッションの任務のために提供する要員、装備品及び役務に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件（外務二二三）　一
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産九九四）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
弁理士登録、特定計量器型式承認関係　四四
地方公共団体
公示送達関係　四四
会社その他
会社決算公告　五〇

告示

○外務省告示第二百二十三号

平成二十九年六月九日にニューヨークで、日本国政府が国際連合南スーダン共和国ミッションの任務のために提供する要員、装備品及び役務に関する次の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

平成二十九年六月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

（国際連合側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、二千十一年七月八日付け国際連合安全保障理事会決議第千九百九十六号によって設立された国際連合南スーダン共和国ミッション（以下「ＵＮＭＩＳＳ」という。）の支援のための日本国政府（以下「政府」という。）による要員、装備品及び役務の提供について政府の代表者と国際連合の代表者との間で行われた最近の協議に言及する光栄を有します。前記の協議の結果に関し、政府及び国際連合（以下「両当事者」という。）は、ＵＮＭＩＳＳの支援のための要員、装備品及び役務の提供について、次のとおり了解に達しました。

定義

1　この了解の適用上、附属書Ｄに掲げる定義を適用する。

この書簡を構成する文書

2　この書簡の附属書は、この了解の不可分の一部を成す。

目的

3　この了解は、ＵＮＭＩＳＳの支援のための政府による要員、装備品及び役務の提供に関する管理上、補給上及び財政上の条件を定めることを目的とする。

適用

4　この了解は、ＵＮＭＩＳＳへの部隊派遣国のための国際連合ガイドラインに照らし、並びに両当事者の関連する法律及び規則に従って適用される。両当事者は、この了解を実施することがそれぞれの法律及び規則と両立することを確認する。

政府の貢献

5.1　政府は、附属書Ａに掲げる要員をＵＮＭＩＳＳに提供する。この書簡に示された水準を上回る要員は、国際連合による支払その他支援の対象とはならない。

5.2　政府は、附属書Ｂに掲げる主要装備品をＵＮＭＩＳＳに提供する。政府は、主要装備品及び関連する小規模の装備品が、ＵＮＭＩＳＳへ配備されている期間中、国際連合総会で承認された質に関する基準を満たすことを確保する。この書簡に示された水準を上回る主要装備品は、国際連合による支払その他支援の対象とはならない。

5.3　政府は、附属書Ｃに掲げる自隊維持のための装備品及び役務をＵＮＭＩＳＳに提供する。政府は、自隊維持のための装備品及び役務が、ＵＮＭＩＳＳへ提供されている期間中、国際連合総会で承認された質に関する基準を満たすことを確保する。この書簡に示された水準を上回る自隊維持のための装備品及び役務は、国際連合による支払その他支援の対象とはならない。

国際連合からの支払及び支援

6.1　国際連合は、附属書Ａ2及び3に掲げる額により、この了解の下で提供された要員について、政府に対し支払を行う。

6.2　国際連合は、附属書Ｂに掲げる額により、この了解の下で提供された主要装備品について、政府に対し支払を行う。主要装備品に対する支払は、当該装備品が国際連合総会で承認された所要の質に関する基準を満たさない場合又は当該装備品が削減された場合には、減額される。